

## 安全保障法制関連法案の成立は断じて許さない

2015年6月13日

公教育計画学会理事会

2015年5月末より、安倍内閣が提出した「平和安全法整備法案」及び「国際支援法案」の審議が国会で続いている。同法案は、2014年7月に閣議決定した「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」を受け、集団的自衛権の行使を可能にしようとする「戦争法案」である。

同法案は、平和主義を基本原理とし、第9条で戦争放棄を定める日本国憲法とは決して相容れない。折しも、衆議院憲法審査会に政府側の参考人として招致された長谷部恭男早稲田大学教授を初めとする憲法学者3人全員が同法案を「違憲」と明言したところである。

国際連合憲章第51条を根拠とする集団的自衛権はこれまで、「大国が小国に軍事介入することを正当化するための論理として」、または、「介入する大国を中小国が支援する」ために行使されてきた（柳澤協二『亡国の安保政策』岩波書店、2014年、岩波書店33～34頁）。前者は、かつて旧ソ連がハンガリー動乱やチェコ・スロバキアに、アメリカが911後のアフガニスタン等に派兵したのがその代表例であり、後者には、アフガニスタンにおけるNATO諸国の場合が該当する。

立憲当初以来、憲法学上最大の論点は、第9条の下で、自衛権を行使し、自衛のための軍隊を有することができるのかということである。百歩譲って、憲法9条が個別的自衛権を認めているとしても、“集団的”自衛権は、明らかに憲法が禁じる「交戦権」そのものである。

安倍首相が連呼する「積極的平和主義」は、武力行使による「平和」の論理である。血で購う「平和」は真の平和ではあり得ず、主権者はそれを望んでいない。また、適正手続き論として憲法改正の必要性を説く意見もあるが、平和主義と戦争放棄は日本国憲法の根幹であり、その個別的な修正の是非とは意味が大きく異なる。

この民主主義と立憲主義を蔑ろにする安全保障法制関連法案を審議対象とし、成立させるのは、第二次世界大戦の悲劇と反省を踏まえて起草された日本国憲法第9条の立法者意思にも反し、公務員の憲法尊重擁護義務に反する行為であって、決して許されないのである(99条)。

本学会理事会は、総意として同法案を即時廃案とすることを強く求める。